

# 裁判員裁判と合議制裁判でどのような違いがあるのだろうか

## —文化・社会的研究—（その一）

藤崎康彦

### 一、初めに

#### 1、関心の所在

筆者は、以前しばらくの間、筆者の居住地を所管する「さいたま地方裁判所」（但し2001年すなわち平成13年までは「浦和地方裁判所」であった）に裁判傍聴に行っていたことがある。最初は特に研究・調査を目的としたものではなく、単なる好奇心からであったろう。取り立てて言えば、ハリウッド映画の、裁判場面が出てくるサスペンスものなどを比較的好んで観ていたこと、ディベートなどに関心があり、その後実際に授業も担当したこともあるなど、「対審」的場面での議論に興味があったことは多少なりとも影響していたと思われる。

しかし、暫くして傍聴には行かなくなった。興味深い事件でも、一つの審理と次の審理まで、間が開きすぎる場合が多かったことは大きな障害だった。仕事のある身として、一連の審理のその日に、仕事の都合を調整して傍聴できる場合はむしろ少なかった。そのために、その日一日で審理が終わるような、比較的事案として簡単な、あるいは想定される量刑がさほど重くない、単独制の裁判（1人の裁判官で裁判を行うもの。裁判所法第二六条の見出しでは「一人制・合議制」という言葉が使われている。一般には合議制に対して慣用的に「単独制」も使われているようだ。）のものを傍聴することが多かったように記憶する。裁判所の審理で「新件」といわれる、そのときから新規に審理が開始される事件に、たまたま出会うことは少なく、ある日裁判所に向いて興味深い事件を見つけて傍聴しようと思っても、多くは途中の審理からしか聞くことができない。これでは前後関係が分からず、聞いても意味がない場合が多い。これも足を遠のかせた原因の一つであった。

もう一つは、裁判のあり方自体が検察中心、調書中心の審理であって、「対審」的な感じは全くしないことであった。証言や議論などは少なく、あらかじめ録取してある調書（ほとんどが検察官の採った通称「検面調書」といわれる「検察官面前調書」）などを早口で読み上げるだけである。対して、被告側弁護人はほとんど卑屈というしかないような態度で、検察側の主張に反論したりはしない。被告人の改

俊の情を示し、いかに裁判官の心証を良くして情状酌量を得るか、それによって少しでも量刑を軽くするか、というような姿勢があからさまに感じられる。それが弁護であると考えているとしか思えない場面に少なからず出会う。あるときなど被告人証言（普通は証拠調べの最後の段階で行う。）で、弁護人が証言台の被告人をしっかりとつけることすらあった。きっと裁判官の心証を悪くするような発言だったからだろう。

ところが平成25年5月からいわゆる「裁判員制度」（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下単に「法」とする。）」による制度）が裁判所に導入された。当初はあまり関心を持たなかった。それ以前から日本の裁判に「陪審員制度」を「復活」せよという議論が一部の弁護士、法学者たちによって行われていて、私はこれに期待していた。しかし、どういう経緯でかよく分からないうちに、裁判員制度が（私の印象ではいつの間にか）作られてしまった。この間の経緯を反映してか、未だに裁判員制度を批判し、反対する著作は少なからず刊行されている。

また、この制度は導入後3年目以降に見直すことが法で定められている（「第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。）。おりしも昨平成26年は法施行5年目に当たり、裁判員制度について、メディアでも特集などで様々に取り上げられていた。特に5月以降に多かったように思う。しかし私の場合、それに触発されたわけではなく、春休みの比較的時間の余裕のあるときに思い立って、気持ちとしては新たに、傍聴を始めたのである。

裁判員制度による裁判の場合、裁判員の負担の軽減のため、裁判所も色々工夫している。その一つが「公判前整理手続き」と集中審理である。「公判前整理手続き」自体は法施行以前から刑事訴訟法に定めがあったが、裁判員制度対象事件については必ず行わなければならないとされた。傍聴する立場からすると意味のあるのは集中審理である。裁判員の負担を減らすため、短期間に集中的に審理を行うことが心懸けられている。かなり難しい事件でも一週間から10日位で結審するよう裁判所は努力しているらしい。それでもこれまで（平成27年1月時点で）の最長記録は、同じさいたま地裁で行われたいわゆる「100日裁判」である。判決まで100日かかったのである。これは別にして春休みなどまとまった時間の取りやすいときに、数日からせいぜい一週間位で最初から最後まで聞くことができるのなら、傍聴をしてみようと思ったのである。

## 2、方法

文献資料として、裁判所の公開記録を利用することは、傍聴対象の事件については、まずできない。日本の裁判所は、判決文すら一般人には公開していない。もちろん重要な判例になるようなものは記録され、公開され、法学関係の雑誌でも評釈

が掲載されたりする。しかしそれは主に上級裁判所でのことであり、かつまた、何らかの方法で法学関係の雑誌などが判決文を入手したもののようだ。刑事事件の第一審である地方裁判所の判決文の「裁判所」自身による（例えば官報に掲載するなどによる）公開は（少なくともさいたま地方裁判所の広報課に聞く限り）例がない。ましてや、審理の全記録においておや、である。

もちろん大学においては、判例データベースの'Lexis As One'等を用いることができる。しかしそれは「判例」となる「判決文」だけが収録されており、それも各種法学雑誌の評釈などの対象になったものを集めているだけである。資料の性質からしたら二次資料であり、当然のことながら「裁判（公判）の記録」などではない。

このような状況で、文書資料に依ることができない以上、一般傍聴席に座り、懸命にメモを取るしか裁判資料の採取の方法はない。裁判所は未だにテープレコーダーやスティルカメラ、ビデオカメラ等の持ち込みを（原則として）禁じている。かつては傍聴人がメモを取ることも、基本的に禁じられていたのであった。1989年3月に外国人からの「傍聴メモ採取不許可国家賠償請求事件」の最高裁判決において、傍聴人がメモを取ることは憲法上の基本的権利と認められて以来、可能になったものに過ぎない。

これまで、様々な著者たちによって「裁判傍聴記」として出版されたものは、あることはあるが、全て複数の（メディア関係その他の）スタッフが著者に協力して傍聴して記録を取り、それらを照合して再現したものによっている。メモを取るにしても、一人では初めから無理なのである。筆者の場合、まさに徒手空拳の思いを禁じ得ないが、自分の手でできる限り記録をしたものに依るしか方法はない。以下に事例として記述紹介するものは、そのような意味で初めから不完全であり、多くの重要な情報の欠落や聞き違いなどの欠陥を免れてはいない。この点をまずお断りしておきたい。

また、論述、構成のあり方にも若干の迷いを感じている。事件の概要のみを要約して、仮説的であれ本稿内で完結して、まとめを行う方法が考えられる。他方、傍聴記としてできるだけ詳細に内容を記述する立場も正当化できる。何より、司法制度審議会が裁判員制度を作ったときの目的である、市民の司法参加、司法を身近な存在にする（「お上によるお裁き」ではなく裁判を市民の立場から見つめる）ことを実現するには、多くの市民が裁判傍聴を行うことが現時点では最も良い、と一連の傍聴を通じて感じるようになったからである。従って、与えられた紙幅の関係から、数次に分けて記述し、結論を急がない立場を今回は採った。それでも大事な証言などは別にして、逐語的な記録ではなく、纏められるところは纏めて資料として提示した。時系列的で逐語的な記述では、資料として量が膨大になるからである。

なお、現時点で一番多く傍聴記録が得られたのは、偶然に過ぎないのだが、性犯罪（強姦や強姦致傷など）で、四例提示できる。従って、本稿は「性犯罪編」とでも副題がつけられるだろう。今後傍聴を続けることができれば、逐次「強盗殺人編」

等も作成したいと思っている。

### 3、考察の狙い

筆者は法学の研究者ではなく、文化人類学を学んできた者である。従って、基本的な関心は比較である。まず、日本の裁判において、新しい裁判員裁判とこれまでの合議制の裁判とで、どのような違いが生じているのか、いわば時間軸における比較として、変化をとらえてみたいことが一つ。次に裁判員制度と、主として米国の陪審員制度との比較も、文化研究の観点から、空間軸における比較として行ってみたい、というのがもう一つの関心である。その上で、上述のごとく数次に分けて資料を提示した上で考察をすることになるので、今後の見通しを得るためにも、あらかじめ仮説的な認識を提示しておきたい。

1、裁判員裁判になって、審理期間は確かに短縮されたといえよう。これには、公判前に裁判官と検察官と弁護士が争点を整理する「公判前整理手続」制度が迅速化に役だっているのかもしれない。集中審理の配慮もその中に含まれるだろう。しかし、傍聴人の立場からは「公判前整理手続」は全くのブラックボックスであり、審理が始まれば連日開廷するなどの集中審理の方が直接的な効果を理解しやすい。

2、用語や説明なども一般人である裁判員に分かり易いように工夫することなどは、努力はされているように思える事例もある。しかし相変わらず、内輪の言い合いにしか見えないところも多く見られる。

3、しかしながら、裁判の構造（それは刑事訴訟法などで定められている）というより、そこに関与あるいは潜在している価値観はあまり変化していないように感じられることが重要であるように思う。（これについてはその内容は下位区分としていくつか整理することができる。事例の提示に伴って、議論したい。）

4、裁判の構造に変化が感じられないのは、裁判員と裁判官の行う「評議」が秘密なのは当然としても、裁判終了後も裁判員は守秘義務が課され、評議内容などを漏らしてはならないとされていることも影響していると思われる。判決に裁判員の「市民感覚」が反映されて（それこそが裁判員制度の意味だったはずなのだが）いるか否か、全く分からない。アメリカの陪審制度では、裁判が終われば陪審員は自由に発言してよい。本を書いたり、TVインタビューに応じたりするのも全く自由である。裁判員のように、何がなされているのか分からないものに意義を見いだすことは、当事者以外は普通はできないだろう。

5、筆者自身は、裁判を市民に身近なものにするには、裁判員制度より、むしろ(裁判所による)多様なかつ正確な情報公開が有効である、との考えを抱いている。何よりもまず(少なくとも)向こう一週間くらいの審理予定を、裁判所のホームページなどで公開することが必要である。それは傍聴希望者の便宜を図ることになる。現状では、まず裁判所に向向いて入り口脇掲示板に張られている「本日の審理予定」を見るしかないのである。

## 二、資料

本稿の課題を考察するための資料をこれからいくつか並べて紹介したい。繰り返し述べるように、事例は全て筆者が（少なくとも審理の一部を）傍聴したものである。まず対比するために、裁判員裁判になる前の、一人制の裁判を見たい。

### 事例一：無免許、飲酒運転の事例

以下は1999年3月か4月頃の傍聴記である。傍聴席は20席分くらいしか無く、とても小さく感じる。（現在のさいたま地方裁判所は裁判員裁判に備えてか、大きく増改築されている。これは古い建物の、単独制の裁判の法廷である。今でもおそらく単独制の裁判ではこのくらいの法廷ではないかと思う。）4、5人の被告人関係者と思われる人たちが傍聴席右側に座っている。被告人の関係者ではないと思われる一般傍聴人は私を入れて2人。途中で制服を着た人が3人（帽子を脱いで）傍聴に加わる。（裁判所には書記官や速記官や事務官のほかに制服を着た警備員のような人がいるが、その人たちは普通は法廷には入らない。法廷以外の建物内の警備とか受付の業務などを担当しているようだ。）研修のためのように思われる。

おそらく司法修習生か、検察官の研修生のいずれかと思われる若い人が2人、裁判官席の向かって左側、検察官席の後ろに座っている。被告人と弁護人は向かって右側の席を占める。検察官は1人、弁護人も1人である。いずれも男性である。裁判官は、とても若く見える、挙動のてきぱきした女性である。

### 1、冒頭手続

#### 1-1 人定質問

裁判官が被告人に証言台に立つよう指示する。この時までには制服姿の刑務官（被告人の多くは裁判所すぐ裏の拘留所に拘留されている）に両側を挟まれるように被告人席に座っていたのだが、手錠を外してもらい、証言台に立つ。裁判官が名前、現住所、本籍、職業などを被告人に言わせて確認する。そこに立たせたまま、次の起訴状朗読に移る。

#### 1-2 検察官の起訴状朗読

裁判官が検察官に起訴状を朗読するように指示する。この日の内容は、被告人が夜、無免許であるにも関わらず、飲酒して酔った状態（逮捕時呼気中アルコール濃度1リットル中0.6mg（?一記録が不完全で誤りかもしれない））で自ら車を運転して近くの飲食店に行き、摂食（さらに飲酒?）の上、再び運転して帰宅途中に警察官に発見され、現行犯逮捕されたもの。道路交通法違反。（検察官は早口で起訴状を朗読するので、特に数字関係は記録に困難を来す。裁判官と弁護人は既に起訴状を受け取っているの、それを見ながら聞いているため聞き取りに困難はないだろ

う。)

### 1-3 黙秘権の告知

裁判官は被告人は裁判で証言を求められるが、話しても話さなくてもよいこと、話した内容は裁判において本人に有利になることもあれば不利になることもあることを説明し、この告知を被告人が理解したことを確認する。被告人の宣誓はなかった。その上で、次の罪状認否に移る。

### 1-4 罪状認否

裁判官は被告人に今の起訴状に対して認めるか否かを聞く。被告人は恐縮した風で、間違いありませんと言う。続いて裁判官は弁護人席に向かい弁護士に同じことを聞く。弁護士は起立して認める（起訴事実間違いのない）旨の答弁をする。すぐ証拠調べに入る。

## 2、証拠調べ手続き

### 2-1 検察官の冒頭陳述

本人のこれまでの履歴など背景的なことまで述べる。他は起訴状朗読と同じような内容であったかに思うが、はっきりしない。一つには検察官の声が小さく、話し方が速くてはっきりしない上、内容的に聞き慣れないことばが多くて理解しにくいこと、もう一つにはその時点でメモを取りにくい事情があったために、後からノートを整理するときに記憶が鮮明でなくなったことに因る。

### 2-2 犯罪事実に関する立証

検察官は陳述に述べられた犯罪内容の立証に関わる証拠を提出する。総て書面（調書）を読み上げる形で、既に整理されたものが検察官から裁判所書記官によって裁判官と弁護士に渡される。犯罪事実をなぞりながら、関係するところで「甲号証」、「乙号証」等という聞き慣れないことばと共に、証拠に関する説明を行う。（甲号証・乙号証は刑事裁判において使われる言葉で、検察官が法廷において証拠として請求するもののうち、検察側の立証、すなわち被告人に関して訴追の事実を立証する目撃証言とか、被害者の供述調書などを「甲号証」という。「乙号証」は被告人の供述調書などをいう。今は裁判所に傍聴者のためのガイドとなるパンフレットが置いてあり、このような基本的な言葉の解説もそこには載っているが、この当時はなかったと記憶する。）

裁判官は弁護士に証拠とすることに同意するかとたずね、弁護士は同意する。

### 2-3 被告人質問

引き続き検察官は証言台に立ち続けていた被告人に質問する。被告人が常習的な無免許運転者ではないか、飲酒をした状態で運転をする意図を明晰に持っていた

のではないかという疑いを確証するための質問をしていたと思われる。

引き続き弁護人が質問する。弁護人は逆に、今回の違反は全くの出来心であること、普段は仕事上は雇い人が、家庭では妻が運転して被告人を乗せているので、運転をすることはないことを証言させるようにしむけ、裁判官の心証を形成しようとする。

#### 2.4 情状に関する立証

引き続き今度は弁護人の側が、本人の情状を立証するために証人を立たせることになった。妻を証人として証言台に立たせる。裁判所書記官が宣誓の文言を印刷した紙を渡し、妻はそれを朗読する。(被告は立っていたが、妻は宣誓の後は座った。)裁判官の本人確認の後、弁護士が質問する。

事件当日のこと、以前の無免許運転(この時は罰金刑)の経緯、本人は深く反省しているので妻としては再発のないように監督に務めること、本人の速やかな仕事への復帰が家庭のために必要なこと、仕事の上の相手の協力も得られることなどを証言させ、罰するより速やかな社会復帰が望ましいことを印象づける。

次は検察官が妻に質問をする。なぜこれまで免許を取ろうとしなかったのかや、普段の車の鍵の管理などについて質問をする。

### 3、弁論手続き

#### 3-1 検察官の論告・求刑

弁護人の証人が他にいないことを確かめて、裁判官は検察官に論告・求刑することを指示する。検察官は立って、適用条文を示した上で、現今の社会状況から考え(被告の無免許運転の前科について言及したか記憶では不明)禁固4月(4ヶ月とは言わず、司法関係者の慣用らしいが、「よんげつ」と発音する)が適当と述べる。

#### 3-2 弁護人の弁論

裁判官は引き続き、弁護人に弁論するよう求める、弁護人はこれまでの論点をまとめ、情状を裁判官が汲んでくれるように訴える。妻を始め親戚や仕事関係の人など被告人の将来を案じている人が多いことや、(そのような人が)傍聴人として現実に数多く来てくれていることを根拠にして、速やかな社会復帰が望ましい、と弁論する。(被告人関係の傍聴者が多いように感じたのは、このような一種の間接的な「情状証人」とする弁護人の狙いがあったのだと、ここで理解した。)

#### 3-3 被告人の最終陳述

裁判官が被告人を証言席に立たせ、最後に何か述べることはありますかという意味のことを聞く。それに対して被告はご迷惑をおかけしました、というような内容を一言いい、反省し、恐縮している様子を表現する。ここでであったか、裁判官は厳しい声で、今度も罰金刑ですむくらいに考えていたのではないでしょうねという。

### 3.4 弁論終結

裁判官が「ではこれで審理を終わります」というようなことを言って、判決の期日の打合せに入った。5月×日×時15分からという裁判官提案に対し、検察・弁護側双方が合意した。しかし、どの法廷で判決が言い渡されるのかは、私の聞き落としと思われるが、分からなかった。おそらくこの同じ法廷だろう。

## 4、判決の宣告

裁判長が定め、検察官と弁護人が同意した判決日時は、授業などの用務のため傍聴はできなかった。審理は1日で終わり即日結審となっても、判決まではここで見るように1ヶ月以上かかるのが普通である。確かめていないが、おそらく被告人はそれまで拘置所に勾留されているのであろう。(証拠上の争いはないので、場合によっては「証拠隠滅及び逃亡の虞なし」として、保釈が認められたかもしれない。保釈金を用意できればの話だが。)

### 本事例の小括

裁判の形式的構造自体は、傍聴の経験を積んだ現在から見て、こういう一日で審理が終わる事例の方がよく分かると思う。内容的には、たまたま上記の事例で、絶対的権力者である裁判官の心証をよくして寛大で有利な判決を乞うような弁論が、弁護士の仕事であるかのように感じたが、これは、以下の事例でも見ることができるが、事案によっては全く変わらない。裁判員裁判においても本質的に同じであると感じる事例があった。弁護人は立場上やむを得ないのかもしれないが、検察官も論証とはいえないような「お話」をしているように感じる。どちらにしても弁論、議論等といえるものではないと感じた。

### 一人制裁判ではない事例

以下は平成26年から平成27年にかけて傍聴したもののうち、裁判員裁判2例、合議制裁判2例を適切な順序に従って記述する。先に述べたように、全て強姦、もしくは強姦致傷事件である。比較のためには同じ性質の事例を用いるのが方法として適切なので、このこと自体は課題の考察には影響しないと思う。なお、2例は判決が出ている。1例は結審はして、判決を待つだけだが、判決言い渡しの日がこの稿の締め切りの先となる。もう1例はあと1回の証拠調べで結審するものである。本稿全体の構想の中では全て事例とすることができるが、今回の「(その一)」においては、紙幅の関係もあり、まず1例のみ提示して、小括を付し、以降に予定している資料提示と議論につなげたい。



## 事例二：強姦及び強制猥褻致傷事件（裁判員裁判）

はじめに

この裁判は最初の審理から聞くことができた（「新件」として傍聴を始めることができた）が、途中の審理（情状証人尋問などであり被害者尋問ではない）を抜かして、判決を聞いたものである。全ての審理を聞いていないという意味では記録としては不完全である。しかしながら、詳しくは後に述べるが、敢えて聞くまでもないと判断したことが理由の一つである。

あらかじめ述べておくと、裁判員裁判では、対象となる事件の一つのカテゴリーは「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件（法、第二条（対象事件及び合議体の形成）第1項一号）」である。これによれば「強姦」の罪だけだと通常の合議体の裁判になる。裁判員による裁判とするには例えば「致傷」の罪が併合されて強姦致死傷などの併合罪として起訴されることが必要である。

また、本件では、事実についての争いはなく、被害者調書も弁護側が証拠とすることに同意しているので、被害者の証言もない。ここで争いのある場合は被害者は証言台に立つことになる。（いずれ後の機会に記述する予定の、二つの事例がそうである。）

なお、事件毎に事件名として記号が付される。「さいたま地方裁判所平成25年(わ)第10××号」のようにである。「(わ)」は裁判所固有の記号のようで、さいたま地裁で扱う事件には全てこれが付されている。本稿においてこれを明示することは学術的な記述として必要であると考え。しかも例えば現時点では'Lexis As One'で検索しても本件の判決文は見いだせない。さらにまた、判決文には（現物を見たことがないので分からないが、少なくともこのデータベースに収載の判決文には）事件番号は表示されていても、被告人の名は出ていないので、ここに記しても差し支えないように思う。しかし、将来仮に掲載された場合、それによって事件の日時と場所は分かるので、新聞報道などをたどれば犯人や被害者まで推定できるかもしれない。それを考え、本稿では事件番号は掲示せず、人名もアルファベットの符号化で表記する。

### 概要

2014年3月某日 さいたま地方裁判所 A棟404号法廷11時45分から30分ほど  
被告人：S

一段高い裁判官席中央に裁判長裁判官（以下裁判長とする）、両脇にそれぞれ右陪席裁判官、左陪席裁判官の計3人の裁判官が席を占める。それぞれの陪席裁判官の更に脇にそれぞれ3人ずつの裁判員が座る。今回の裁判員は、中年以上の年齢好の女性4人、中年の男性1人、若い男性1人であった。裁判官3人は皆法服を着ているというか羽織っているが裁判員は平服である。このほかに補充裁判員として男女

各1人ずつが裁判員席の更に背後に控えている。この人たちも同様であった。検察官は1人（男性）。弁護人は2人（両方とも男性）。

## 1、冒頭手続き

### 1-1 人定質問

被告人の名前を裁判長が本人を証言台に立たせて述べさせる。名前はSである。続いて平成5年生まれ、本籍地は〇〇市と確認し、現住所を聞く。現在拘留中なので「不定」扱いであり、職業は「無し」であることを確認する。

### 1-2 起訴状朗読

検察官が起訴状を読み上げる形で被疑事実を述べる。

①、平成25年4月〇〇日午後10時40分頃、朝霞市内を徒歩で帰宅中の女性A、18歳（強姦事件の裁判の中では被害者の名は公開されない。検察、弁護側、及び裁判官は知っていると思われるが、裁判員にも開示されているのかは私にはわからない。裁判は調書を読み上げる形で進められ、証人質問の時に弁護側も名をいわずAさん、Bさんの形で行う。ただし実際に被害者が証言台に立つことがあること—これについてはもう一つの事例の時触れる—裁判員候補を選択して裁判員に採用する際、加害者、被害者の関係者ではないことを確認する手続きがあるので、裁判員も知っていると推定する）に後ろから抱きつき、騒がないよう脅迫し、民家の敷地に連れ込み、午後10時55分頃（まで？—聞き落としの可能性もあるが、そうであると推定される）強姦した。

②、平成25年4月△△日午前0時10分頃和光市内を帰宅途中の女性B、19歳を背後から抱きつき頭を押さえつけ、殺すぞと脅し朝霞市内の公園に連れ込み0時35分（まで）強姦した。

③、平成25年4月××日、（時間記録漏れだが、後の冒頭陳述の記録から午前5時半頃とわかる）女性Cに対して強いて猥褻な行為をしようとした。着衣の上から乳房をわし掴みにするなどしたが、振り解いて逃げようとする際Cは倒れて右膝打撲及び擦過傷を負った。その際犯人の顔を見たCの証言からSが被疑者として浮かび、（被害届けを出していた？ A、Bの裏付け証言を得て）逮捕した。

### 1-3 被告人及び弁護人の意見陳述（罪状認否）

以上で起訴状朗読は終わり、次に裁判長が被告人に対してこれらの事実に間違いはないか確認する。被告人は「だいたい合っている」と不明瞭な答えをする。裁判長は三つの事件を犯したことは間違いないと（被告人の答えとして）言ってよいか念を押して確認する。今度は被告人も「はい」と答える。次に裁判長は弁護人に意見を求める。弁護人は「事実については争わない」旨答える。

以上で裁判の基盤となる事実について検察、弁護側双方の合意が成立したので、審理に入る。裁判長はまず検察側に検察側冒頭陳述を行わせる。

## 2、証拠調べ手続

### 2-1 検察側冒頭陳述

検察官：検察側が証拠によって証明しようとする事柄を述べる。約10分程度を見込んでいると述べる。

事件の概要：平成25年4月〇〇日から4月△△日までに強姦2件を犯した。（これを含めて）事実についての争いは（被告・弁護側との間に）ない。量刑についてのみの争いである。

被告人の経歴：平成5年生まれ。犯行当時19歳。高校を中退し、アルバイトなどをしてきた。

#### 第一事件の概要

（起訴状での内容は、起訴状朗読での犯行をより具体的に描写したもので、争いのない事実であるので詳細省略）

#### 第二事件の概要

（同上省略）

#### 第三事件の概要

Cさんは4月××日午前5時27分頃被告におそわれて転倒後逃げたという起訴状での内容に加えて、次のことが新たに述べられた。すなわち、転倒時膝に打撲傷と擦過傷を負い、全治一週間。Cさんは母に知らせ母が警察に連絡した。

平成25年4月▽▽日逮捕された。

検察側が量刑を考える際重視する事実は4点。証拠調べではこれらに注目してほしい。（この4点については記録漏れ。しかし、後の求刑や判決を見るとおそらく以下のようなことが考慮の対象として含まれていたろうと推測される。すなわち、①犯行の悪質性、②罪の自覚と反省の程度、関連して被害者への謝罪の表現、③再犯の可能性もしくは更生の可能性、さらには④被害者の被告人に対する処罰感情などである。）

### 2-2 弁護人冒頭陳述。

この冒頭陳述においては、特に記述しておくべき事柄があった。先の検事の陳述は、検事席で立ったまま、文書を読み上げる形でなされた。2人の弁護人のうち裁判官のいる法壇に近い方に座っていた1人が席を離れ、フロアで裁判官、裁判員に相向かう位置を取り、大きな声で訴えかけるような話し方という、通常の陳述では例のない表現をとった。何も読んだりせず、裁判員たちの顔を見ながら力強く話し続けた。内容は次のような趣旨である。

弁護側は被告人の三つの事件について、（事実関係を）認めている。（争点は）どの位の量刑が妥当かである。

ここで考慮すべきことは刑罰の意味である。

- ①、犯行を非難し責任を問う。この場合したことに見合う量刑が求められる。
- ②、再犯しないための教育（として量刑が科される）。

①、のしたことに見合う刑（という観点からは）（自分のしたことが）許されるとは（被告人も）思っていない。（相応の罰は覚悟している。）しかし、事件の内容についても詳しくみていく必要がある。強姦2件、強制猥褻致傷1件（であっても）同じ刑罰にはならない。悪質さの程度による。どれくらい激しい行為があったのであろうか、こういう点にも注目してほしい。

②、の教育（としての刑罰）の観点から（述べる）。

被告人は犯行当時19歳であった。昨年11月大人と同じ裁判に付すべきであるとして家庭裁判所から（逆）送致された。家庭裁判所調査官が家族関係、生活状況などを調査した。家裁調査官（が）少年鑑別所の意見を述べる。（証人尋問であろうか調書の形としての意見陳述なのか不明。）明日、証人尋問として本人と母親の話を聞く。また、（家裁調査官に）指摘された件については今はどうか（ということこそが—矯正可能性として—重要なので）専門家の意見を聞く。少年事件の専門家である大学教授が（犯行時から現在までの）変化について証言してくれる。（これらによって矯正可能性を評価し教育的に考えてほしい、との趣旨と聞くものには受け取れる陳述である。）

また、被害者に対する被害弁償についても（行っていることを）裁判の場で話す予定である。

### 2-3 証拠調べ

裁判長：この裁判は、事実については争いはなく、争点は量刑のみである。検察側証拠24点、証人1人。弁護側証拠23点、証人2人である。（ここから、弁護側証人は大学教授と母親であることが分かる。）

（また）弁護側乙第7号証を（検察の同意が得られたので）証拠採用する。

休憩の後午後1時20分から再開する。

このように、午後は鑑定人調書の読み上げや専門家証人の証言が予定されていることが分かる。また翌日は情状証人としての母親の証言を聞いた後、被告人質問もあるのかもしれない。その後、検察の論告求刑、弁護側の最終弁論と続くのだろうと推測できる。筆者は弁護側の作戦が明瞭に示されたので、それがどの程度効果的かは、判決を聞けば十分であると判断し、別な法廷の（こちらも最初から継続して傍聴している）審理の傍聴を優先することにした。傍聴をしているとこのようなジレンマにしばしば陥る。

3月某日（開始から4日目） 判決

裁判所関係の研修生か、傍聴席にはノートと携帯六法を持った若い男性の姿が多い。

裁判長：被告人は証言台の前へ。これから判決を言い渡します。

主文、被告人を懲役8年6月に処す。これまでの未決拘留期間中190日を（服役すべき期間に）算入する。

理由

事実関係（判決読み上げでは述べられたが、繰り返しになるのでここでは簡略化する。）

- 1、被害者A18歳を強姦
- 2、被害者B19歳を強姦
- 3、被害者Cに対して、猥褻行為を仕掛け、逃げようとした被害者を転倒させ、怪我をさせた。

量刑の説明

半月の間に（次々）女性を襲い、その様態は後ろから抱きつき脅し、人目に付かぬところに連れ込んだ上強姦に及んだ。猥褻行為も卑劣、かつ悪質である。被害者の身体的苦痛、精神的苦痛は大きく被害は深刻である。行為は相応に悪質と言うべきである。（被害者の加罰感情の強さに言及したかメモにない。言及していない可能性があるが確信はない。）

他方で素直に罪を認め、被告人なりに反省している（ことが認められる）。（刑期を終えた後は）母親は同居して監督すると（約束している）。また父親は被害者Bさんに対する賠償金（の一部）として100万円を提供している。被告人は20歳であり、更正の可能性はある（と認められる）。（以上の諸点は被告人に有利な情状として考慮できる。）しかし（犯した罪の）責任の重さからすれば更正の可能性を考えて8年6月はやむを得ない。

裁判官の公的な判決言い渡しはここまでである。ここまでは判決文を読み上げる形であった。ここで裁判官は書類を起き、口調を変えて、（幾分法壇から前に体を乗り出すかのような姿勢で）被告人に直接語りかけて説諭をした。（裁判官たちは）被告人の更正しようという意欲は受け止めた。更正できると（裁判所は）信じている。（社会に）復帰したときは（二度と）こんなところに来ないように。お母さんの気持ちも分かっていると思う。以上のような内容の、大人の社会人としての配慮をにじませた、いわば情に訴える話をした。被告は神妙に聞いていた。

最後にまた口調を変えて裁判官としての立場から、この判決内容に不服なら明日から2週間以内に、東京高等裁判所にこの裁判所を通して控訴することができると伝えて、閉廷とした。

### 本事例の小括

1、弁護側は明瞭な弁護作戦を立てていた。事実関係については争わず罪を認め、その罪に対する量刑のみを争う、という姿勢である。

2、そのために裁判員に訴えかけるパフォーマンスを行った。まるでハリウッド映画で弁護人が陪審員に語りかけるように、裁判員や裁判官の前に出て熱弁を振った。

3、特に裁判員に対する働きかけとして、刑罰の意味に教育的な配慮を認識するよう訴えた。職業的裁判官なら量刑を科すときに矯正可能性を考慮するのは常識だろうが、特にそれを「素人」たちに訴える作戦を採ったと考えることができる。

4、弁護人は、情状酌量をできる限り獲得するために、打てる手はほぼ全て打ったように見える（例えば坂本他 2008、参照）。被害者への謝罪と賠償は行ったと思われる。父親がその一部を提供したことまで判決でわざわざ触れていることから明らかだ。また、出獄後は母親が監督に力を尽くすと約束し、更生援助あるいは再犯防止の配慮としてそれも評価されている。家裁の調査官の鑑定結果や大学教授の専門家証言などは、情状証言であっても、矯正あるいは更生可能性を裁判員たちに信用させる効果があったかもしれない。評議の内容は秘密なのでもちろん分からない。裁判員の性別の点での構成を見ても女性が多いので、それが被告人に不利に働くか、被告人の若さに対して甘く働くか、全く想像はつかないが、少なくとも量刑として著しく厳しい感じはしない。もちろん他の事例と比べて甘いとも感じない。情状を酌量しても、職業裁判官のバランス感覚がそれなりに働いているのだろう。

## 三、中間的まとめ

この事例二の1件のみで、何らかの考察を行うことは避けたい。他の事例の紹介も含めて最終的に行うつもりである。しかし、この1例のみでも日本の裁判の特徴が明瞭に読み取れるように思う。論点先取りになるが、メモのつもりで箇条書き程度に記しておきたい。

### 1、被害者との関係の修復の重視

弁護の方法でも、判決でも、窺うことができる通り、犯罪被害者へ加害者から謝罪や賠償がなされていることが少なくとも裁判官の心証に影響する。

2、上記1がどの程度判決に影響するかは分からない。日本の裁判の特徴は「公平性」を重んじることとされている（ジョンソン 2000、参照）。しかし今回の事例のように「個別性」も考慮されないわけではない。多くの裁判官は（求刑する立場の検察官も）この二つの要請のバランスを注意深く取ることに意を用いているようだ。しかし、印象として量刑の公平性（同程度の犯罪には同程度の量刑を科す）に重点が置かれているように感じられる。

### 3、「有罪答弁と量刑取引」

事例二は、まさに被害者への償いがある程度評価されているかのように感じるが、これはアメリカでならどのような裁判になるのだろうか、と仮に疑問を持って、おそらく疑問自体が成り立たないだろう、有罪を認めた (guilty pleaを行った) 場合、後は弁護士と検事との (判事立ち会いの下での) 「量刑取引 (plea bargaining)」に依って事は決するので、裁判にはならないようなのである。つまり、犯罪事実について争いのある場合に裁判が行われ、この事例二のように「量刑のみ」が争点の事件はそもそも裁判にはならないのであるようだ。この辺が比較裁判制度研究にとって、興味深いところである。

なお、本文中に注をつけて正確を期すことと、(私と同様の、専門家以外の) 読者の便を図ることを行いたかったが、紙幅の制約からできなかった。文献も本文中に言及したものに限った。続稿で実現したい。

#### 参考文献

- ジョンソン、デイビッド・T、2000 『アメリカ人の見た日本の検察制度 日米の比較考察』 シュブリンガー・フェアラーク東京株式会社  
坂本正幸・島 広毅・福島昭宏 編著 2008 『情状弁護ハンドブック』 現代人文社